

建設専門部会協議内容一覧

佐久市 臼田町 浅科村 望月町 合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	22	010505020102	下水道	排水設備の設置(公共下水道)	5	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町で差異がある。	合併時、佐久下水道組合の例により統一する。	
2	22	010505020103	下水道	処理施設の使用料の徴収(公共下水道)	6	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
3	22	010505020104	下水道	滞納繰越分の使用料の徴収(公共下水道)	7	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
4	22	010505020105	下水道	処理施設の維持管理(公共下水道)	8	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が実施している。	合併時、現行どおりとする。	合併後、委託先の検討が必要。
5	22	010505020106	下水道	処理施設の汚泥処理(公共下水道)	9	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が実施している。	合併時、現行どおりとする。	平成18年度から浅科村は浅麓環境施設組合(一部事務組合)で汚泥処理を行う予定。
6	22	010505020107	下水道	処理施設の水質検査(公共下水道)	10	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
7	22	010505020108	下水道	指定工事店等登録(公共下水道)	11	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	条例及び規則を、国の示す標準下水道条例及び長野県下水道公社の示す標準的な下水道排水設備指定工事店規則を基本として定める。
8	22	010505020212	下水道	工事事務(公共下水道)	12	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	国・県の基準に基づき実施しているため、合併時、現行どおりとする。
9	22	010505020213	下水道	低地汚水ポンプ施設	13	望月町で単独で実施している。	設置については平成16年度に事業が終了するため合併時に廃止とし、維持管理は現行どおりとする。	維持管理については、新市において見直しを行う
10	22	010505020214	下水道	下水道排水区域外汚水接続許可	14	望月町で単独で実施している。	平成16年度に事業が終了するため合併時に廃止する。	
11	22	010505020215	下水道	下水道引込管工事	15	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)が単独で実施している。	合併時、新市において実施する。	公共下水道、農業集落排水、地域し尿処理、小規模集合排水処理施設整備事業も同様に実施する。
12	22	010505040202	下水道	排水設備の設置(農業集落排水)	16	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
13	22	010505040203	下水道	処理施設の使用料の徴収(農業集落排水)	17	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
14	22	010505040204	下水道	滞納繰越分の使用料の徴収(農業集落排水)	18	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
15	22	010505040205	下水道	処理施設の維持管理(農業集落排水)	19	4市町村が実施している。	合併時、現行どおりとする。	合併後、委託先の検討が必要。
16	22	010505040206	下水道	処理施設の汚泥処理(農業集落排水)	20	4市町村が実施している。	合併時、現行どおりとする。	平成18年度から浅科村は浅麓環境施設組合(一部事務組合)で汚泥処理を行う予定。
17	22	010505040207	下水道	処理施設の水質検査(農業集落排水)	21	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
18	22	010505040208	下水道	処理施設の遠方監視システム保守(農業集落排水)	22	佐久市が単独で実施している。	合併後、5年以内に佐久市の規格で設置する。	合併後、5年以内に未設置の処理場への設置を図る。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
19	22	010505040209	下水道	分担金徴収(農業集落排水)	23	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
20	22	010505040308	下水道	工事事務(農業集落排水)	24	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	国、県の基準に基づき実施している。 ・町村は、既に農業集落排水事業は完了している。
21	22	010505060201	下水道	会計制度(地域し尿処理)	25	佐久市・浅科村が特別会計で実施していて、望月町は一般会計で実施をしている。	合併時、特別会計とする。	コミュニティプラントは地方財政法上、公営企業の事業に該当しないため特別会計とする。
22	22	010505060202	下水道	排水設備の設置(地域し尿処理)	26	佐久市・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
23	22	010505060203	下水道	処理施設の使用料の徴収(地域し尿処理)	27	佐久市・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
24	22	010505060204	下水道	滞納繰越分の使用料の徴収(地域し尿処理)	28	佐久市・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
25	22	010505060205	下水道	処理施設の維持管理(地域し尿処理)	29	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、現行どおりとする。	合併後、委託先の検討が必要。
26	22	010505060206	下水道	処理施設の汚泥処理(地域し尿処理)	30	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、現行どおりとする。	平成18年度から浅科村は浅麓環境施設組合(一部事務組合)で汚泥処理を行う予定。
27	22	010505060207	下水道	処理施設の水質検査(地域し尿処理)	31	佐久市・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
28	22	010505060208	下水道	処理施設の遠方監視システム保守(地域し尿処理)	32	佐久市が単独で実施している。	合併後、5年以内に佐久市の規格で設置する。	合併後、5年以内に未設置の処理場への設置を図る。
29	22	010505060301	下水道	設置(設計概要書)(地域し尿処理)	33	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	法律、県条例等で決められている事業
30	22	010505060302	下水道	設置(設置届出書)(地域し尿処理)	34	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	法律、県条例等で決められている事業
31	22	010505070203	下水道	処理施設の使用料の徴収(小規模集合排水)	35	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
32	22	010505070204	下水道	滞納繰越分の使用料の徴収(小規模集合排水)	36	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
33	22	020505010103	下水道	督促手数料(公共下水道)	37	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	農業集落排水、コミュニティプラントも全て同額の督促手数料である。
34	22	020505010104	下水道	延滞金(公共下水道)	38	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
35	22	020505030102	下水道	生活排水処理施設督促手数料(農業集落排水)	39	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	公共下水道、コミュニティプラントも全て同額の督促手数料である。
36	22	020505030104	下水道	生活排水処理施設使用料延滞金(農業集落排水)	40	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	公共下水道、コミュニティプラントも全て同額の延滞金である。
37	22	020505050102	下水道	生活排水処理施設督促手数料(地域し尿処理)	41	佐久市・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	公共下水道、農業集落排水も全て同額の督促手数料である。
38	22	020505050103	下水道	生活排水処理施設使用料延滞金(地域し尿処理)	42	佐久市・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	公共下水道、農業集落排水も全て同額の督促手数料である。
39	22	030505010101	下水道	佐久下水道組合分担金	43	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、佐久下水道組合解散となるため廃止する。	合併後は特別会計繰出金となる。
40	22	030505010102	下水道	全国町村下水道促進協会会費	44	臼田町・望月町が実施している。	合併時、加入基準が町村のため廃止。	
41	22	030505020101	下水道	日本下水道協会負担金(公共下水道)	45	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	下水道事業の推進及び会員相互の連携親睦を目的としているため合併時、新市の規模を確定し加入する。
42	22	030505020102	下水道	日本下水道協会中部地方支部負担金(公共下水道)	46	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	下水道事業の推進及び会員相互の連携親睦を目的としているため合併時、新市の規模を確定し加入する。
43	22	030505020103	下水道	日本下水道協会長野県支部負担金(公共下水道)	47	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	下水道事業の推進及び会員相互の連携親睦を目的としているため合併時、新市の規模を確定し加入する。
44	22	030505020104	下水道	全国町村下水道推進協議会長長野県支部負担金(公共下水道)	48	浅科村・望月町が実施している。	合併時、加入基準が町村のため廃止。	
45	22	030505020105	下水道	佐久北部下水道管理協議会負担金(公共下水道)	49	浅科村・望月町が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	
46	22	030505020106	下水道	水道検針データ利用負担金(公共下水道)	50	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)・浅科村・望月町が実施している。	合併時、現行どおりとする。	
47	22	030505040101	下水道	日本農業集落排水協会負担金(農業集落排水)	51	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	農業集落排水事業の推進及び会員相互の親睦を目的としているため、合併時新市において加入する。
48	22	030505040102	下水道	水道検針データ利用負担金(農業集落排水)	52	4市町村が実施している。	合併時、現行どおりとする。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
49	22	030505050101	下水道	生活排水管布設事業補助金(地域し尿処理)	53	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	
50	22	030505050102	下水道	生活雑排水共同処理施設維持管理事業補助金(地域し尿処理)	54	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	
51	22	030505050105	下水道	水道検針データ利用負担金(地域し尿処理)	55	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、現行どおりとする。	
52	22	030505050107	下水道	家庭雑排水共同処理施設事業分担金	56	佐久市が単独で実施している。	事業目的が終了しているため合併時に廃止する。	近年この事業については、実施しておらず、今後も計画の予定はない。
53	22	030505050201	下水道	長野県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金(地域し尿処理)	57	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	・合併処理浄化槽の普及及び会員相互の連携親睦を目的としているため、合併時新市の規模にて加入する。
54	22	030505050202	下水道	合併処理浄化槽設置事業補助金	58	4市町村で実施しているが、人槽により補助額に若干の差異がある。	合併時、調整案の詳細のとおり統一する。	・10人槽までの補助額は、4市町村が同様であり現行どおりとする。 ・11人以上の人槽については佐久市のみ補助額を設定しているが、合併浄化槽の普及を図るため佐久市の例による。 ・佐久市浄化槽協会への加入を補助金交付の条件とする。
55	22	030505050203	下水道	佐久市浄化槽協会運営事業補助金(地域し尿処理)	59	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	佐久市浄化槽協会は、合併浄化槽の設置及び普及並びに適正な保守管理の推進を目的としているため、合併時、現行どおりとする。
56	22	030505060102	下水道	水道検針データ利用負担金(小規模集合排水)	60	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	

各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。